

第1章

計画の基本事項

1-1	背景 ～「気候危機」から「気候非常事態宣言」、そして「宣言」から「実行」へ～	2
1-2	地球温暖化対策の国内外の政策動向	4
(1)	国外の政策動向	4
(2)	国内の政策動向	5
(3)	我が国における温室効果ガスの排出状況	8
(4)	国内外の政策動向を踏まえた対応の方向性	10
1-3	計画の目的	11
(1)	計画の趣旨	11
(2)	計画の目的	11
(3)	都市圏共同策定による3つの効果	12
1-4	計画の基本概要	13



1-1 背景 ～「気候危機」から「気候非常事態宣言」、そして「宣言」から「実行」へ～

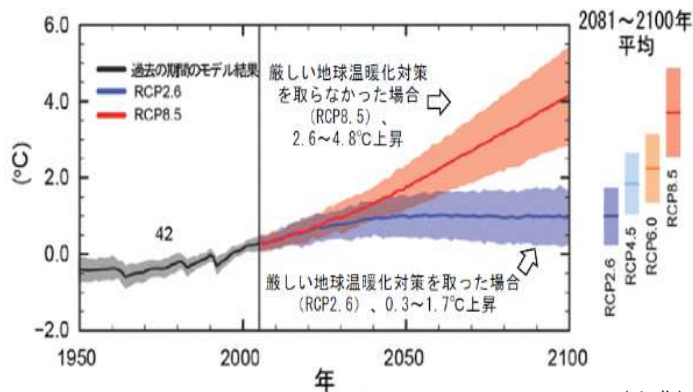
近年、世界各地で強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波、森林火災、寒波などの異常気象による災害が発生し、多数の死者や農作物等への甚大な被害が報告されています。

我が国においても、2019年（令和元年）の台風第19号の暴風と大雨によって甚大な被害が発生し、死者数も100名を超える大災害となりました。また、最近では、2020年（令和2年）7月に、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で集中豪雨が発生し、80名以上の死者、行方不明者が発生する大規模災害となったことは記憶に新しいところですが、これらの過去に類を見ないような異常な気象に伴う災害が毎年のように起こっています。

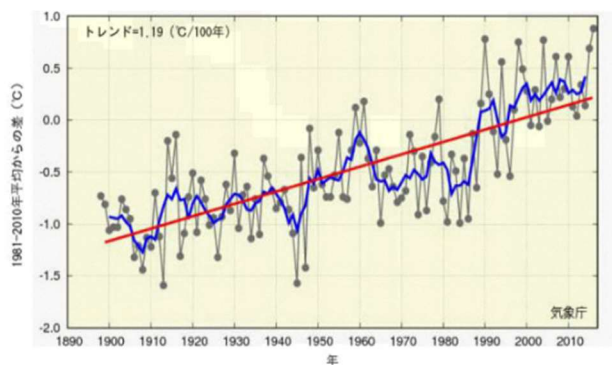
異常気象の発生は、世界気象機関（WMO）が「長期的な地球温暖化の傾向と一致している」と発表するなど、地球温暖化が要因と言われています。また、大気中に含まれる二酸化炭素（CO₂）、メタン、フロン類などには、地球の表面から外に向かう大気を蓄積し、再び地球の表面に戻す温室効果があり、地球温暖化は、産業革命の開始以降、これらの温室効果ガスの濃度が急激に増加したことが原因と考えられています。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書においても「気候システムに対する人為的な影響は明らかであり、近年の人為起源の温室効果ガスは史上最高となっている。」とされており、1880年から2012年までの間に世界の平均気温は0.85℃上昇し、仮に地球温暖化対策を取らなかった場合、今後、最大で2.6℃から4.8℃上昇する可能性が高いと示されています。

一方、日本の平均気温は、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018」によると、この100年で1.19℃上昇していると報告されています。また、「令和2年版環境白書」では、今も排出され続ける温室効果ガスの増加により、豪雨災害等の更なる頻発化・激甚化などが予測され、将来世代にわたる影響が強く懸念されることから、単なる「気候変動」ではなく、人類や生き物の生存基盤を揺るがす「気候危機」であるとの認識が示されています。

図表 1-1 世界の地球温暖化の見通し



図表 1-2 日本の平均気温の推移



（出典）気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018

この「気候危機」に対処していくためには、私たちが住む地域から地球温暖化の原因となる温室効果ガスの抑制に向けた取組を進めていく必要があります。そこで、熊本連携中枢都市圏では、2020年1月に18市町村共同で「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言したところであり、その具体化に向けた計画の策定が必要となっています。

また、気候危機の脅威が極めて深刻で、まさに「非常事態」ともいうべき状況にあるという認識を共有し、より具体的かつ実効性のある取組につなげていく観点から、世界の国や自治体で「気候非常事態宣言」を行う動きが広がっており、日本においても、現在まで40を超える自治体で宣言がなされています。

図表 1－3 気候非常事態宣言が行われた主な自治体等

＜宣言＞千葉県、東京都、神奈川県、長野県、千葉市、世田谷区、相模原市 など
＜決議＞衆議院、参議院、さいたま市議会、千代田区議会、大阪市会、堺市議会 など

そこで、熊本連携中枢都市圏においても、気候危機がもたらす深刻な脅威に対し、圏域の住民・事業者・行政が一丸となった取組を進める決意を示すため、ここに「熊本連携中枢都市圏気候非常事態宣言」を行います。

熊本連携中枢都市圏気候非常事態宣言

近年、世界各地で強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波、寒波などの異常気象による災害が発生し、多数の死者や農作物等への甚大な被害が報告されています。

我が国においても、令和元年の台風第19号により、100名を超える死者と甚大な被害が生じました。また、令和2年7月には熊本県を中心とする集中豪雨により、全国で80名以上の死者・行方不明者が発生するなど、過去に類を見ないような異常な気象に伴う災害が毎年のように起こっています。

これらの異常気象について、世界気象機関（WMO）は、長期的な地球温暖化の傾向と一致しているとしており、異常気象への対応として温暖化対策に取り組むことが、全世界における共通かつ喫緊の課題となっています。

そこで、熊本連携中枢都市圏では、令和2年11月に衆参両院で非常事態宣言がなされたことを踏まえ、気候の変動がもたらす脅威が、いまや「気候危機」、さらには「気候非常事態」とも言うべき極めて深刻な状況となっているとの認識を圏域全体で共有し、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出抑制に向け圏域一丸となって行動することを宣言します。

今後は、現状の厳しい危機意識を共有する「気候非常事態」と、その解決に向けた対応策である「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指す2つの「宣言」で示した強い決意を着実に「実行」することが必要です。そこで、これらの宣言を実行していくための具体的な計画として「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を策定します。

1-2 地球温暖化対策の国内外の政策動向

(1) 国外の政策動向

① 持続可能な開発目標

(SDGs : Sustainable Development Goals)

2015年(平成27年)9月、ニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

2001年(平成13年)に策定されたミレニウム開発目標(MDGs)の後継として策定されたこのアジェンダには、持続可能な世界

を実現するための17の目標・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」

(Sustainable Development Goals : SDGs) が掲げられ、国連に加盟するすべての国は、このアジェンダをもとに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くすこととされています。

この中で、地球温暖化や環境問題対策については、目標7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」、目標11「都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする」、目標13「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」などが掲げられており、今後の気候変動対策やエネルギー消費の削減策、環境に優しいエネルギーシステムの採用等については、これらの目標との整合を図りながら進めていく必要があります。

② 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)におけるパリ協定の採択及び発効

2015年11月30日から12月13日まで、パリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、約150を超える国の首脳が参加しました。この会議においてパリ協定が採択され、「55か国以上の国が批准し、それらの国の温室効果ガス排出量が世界の55%以上である。」という要件を満たした上で、2016年11月4日に発効しました。

パリ協定では、「産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制すること」、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの実質排出ゼロにすること」といった目標が盛り込まれており、歴史上初めて、すべての国が参加する合意となりました。また、COP21では、世界の約100名の手企業CEOが国連・政府代表との会合を行っており、これを契機として、今後、本格的な脱炭素社会に向け、官民が一体となった取組が加速していくと考えられます。

図表 1-4 持続可能な開発目標 (SDGs) の17の目標



(出典) 国際連合広報センター

図表 1－5 パリ協定概要

- ・産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑制する。
- ・今世紀後半に人為的な温室効果ガスの実質排出ゼロにする。
- ・気温上昇を 1.5℃までに抑制することに向けた努力を継続する。
- ・先進国だけでなく途上国を含むすべての主要排出国と地域が削減目標を策定する。
- ・各国は、国内措置を遂行し、5年ごとに同目標を提出（※）する。また、自国の取組状況を定期的に報告しレビューを受ける。
- ・世界全体としての実施状況の検討を 5年ごとに行う。

※ 我が国は、2015年（平成27年）7月17日に国連に提出した「日本の約束草案」において、2030年度に2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）とすることを目標にしている。

（２）国内の政策動向

① 地球温暖化対策計画の策定（2016年（平成28年）5月閣議決定）

パリ協定や国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が2016年（平成28年）5月に閣議決定されました。

計画では、「日本の約束草案」で示された2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で26%削減するという中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年（令和32年）までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことが掲げられました。

また、このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難であることから、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などのイノベーションによる解決を最大限追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、世界全体での削減にも貢献していくこととされています。

② 第5次エネルギー基本計画の策定（2018年（平成30年）7月閣議決定）

エネルギーを巡る国内外の情勢変化を踏まえ、2030年、更には2050年を見据えた新たなエネルギー政策の方向性を示すため、2018年（平成30年）7月に第5次エネルギー基本計画が策定されました。

この計画では、長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、国内の経済社会の更なる発展と国民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献を目指すこととさ

れています。そして、「3つのE+S」の原則を発展させ、「より高度な3E+S」となる①安全の革新、②資源自給率に加え、技術自給率の向上とエネルギー選択の多様性確保、③脱炭素化への挑戦、④自国産業競争力の強化を目指すこととされています。

2030年に向けては、エネルギーミックスの確実な実現へ向けた取組の更なる強化を図るとともに、2050年に向けては、脱炭素化への世界的な動きを踏まえ、我が国の温室効果ガス排出量80%削減の目標に向けてあらゆる選択肢の可能性を追求することにより、エネルギー転換と脱炭素化を目指すこととしています。

③ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（2019年（令和元年）6月閣議決定）

パリ協定では、各国に削減目標の策定を求めるとともに、目標達成に向けた計画策定と取組状況の報告が求められています。そのため、我が国の温室効果ガスの低排出型社会実現に向けた長期的な戦略である「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が、2019年（令和元年）6月に閣議決定されました。

この戦略では、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの削減に大胆に取り組むこととされています。

そして、このビジョンの達成に向けて、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現を目指すとともに、エネルギー、産業、運輸、地域・くらし等の各分野のビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性が示されています。また、ビジョン実現のためのイノベーションの推進、グリーンファイナンスの推進、ビジネス主導の国際展開、国際協力といった横断的施策等を推進することも明記されており、これらの取組を通じて、世界への貢献、将来に希望の持てる明るい社会を描き行動を起こすことを目指しています。

④ 近時の国の政策動向

2020年（令和2年）10月26日、第203回国会での菅首相所信表明演説において、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されています。

図表1-6 第203回国会での菅首相所信表明演説における地球温暖化対策のポイント

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言。・ 積極的な温暖化対策が産業構造や経済社会の変革をもたらし経済成長につながる、経済と環境の好循環を成長戦略の柱に掲げる。・ 鍵となる、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした革新的なイノベーションについて、実用化を見据えた研究開発を加速度的に促進。・ 規制改革などによりグリーン投資の更なる普及を進める。 |
|---|

- ・環境関連分野のデジタル化により、効率的、効果的にグリーン化を進め、世界のグリーン産業をけん引する。
- ・脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設。
- ・省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限導入などにより、安定的なエネルギー供給を確立し、これまでの石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換する。

そして、この宣言の実現に向け、２０２０年１２月の「成長戦略会議」において、重点分野における工程表を含む実行計画を盛り込んだ「２０５０年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されています。

図表１－７ 「２０５０年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」のポイント

- ・洋上風力発電や水素利用など重点１４分野について、現状と課題、今後の取組方針を明確に示した上で、２０５０年までの時間軸をもった工程表を作成。
- ・２０５０年の電源構成に占める再生可能エネルギー比率を５～６割（２０１９年は２割弱）に高める参考値を提示し、今後の議論を進める。
- ・洋上風力発電の発電能力を、２０３０年までに原子力発電所１０基分相当の１０００万kW、２０４０年までに３０００万～４５００万kWに引き上げ。
- ・２０３０年代半ばに乗用車の国内新車販売で電気自動車などの電動車１００％を実現。トラック・バスの商用車は乗用車に準じて２０２１年夏までに検討。
- ・民間企業の投資や取引拡大など経済効果は、２０３０年に年額９０兆円、２０５０年に年間１９０兆円を見込む。

また、国と地方が「脱炭素社会」の実現に向けた取組を検討する新たな場である「国・地方脱炭素実現会議」が設置され、２０５０年に向けた「地域脱炭素ロードマップ」と国・地方自治体等の連携策について協議が進んでいるほか、「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」などの具体的方策の見直しについても検討が加速しています。

図表１－８ 「地域脱炭素ロードマップ」のポイント

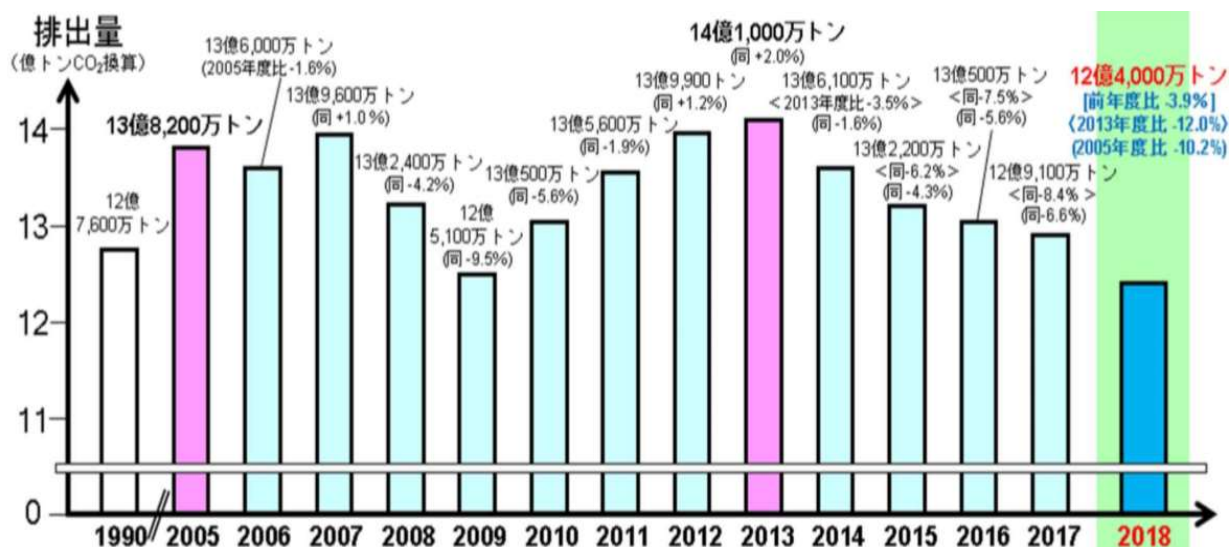
- ①今後５年程度を集中期間とする対策強化
 - ・既存技術でできる重点対策を全国で実施。
 - ・脱炭素実現のモデルケースを複数創出。
- ②２０５０年に向けた地域の脱炭素ドミノの拡大
 - ・２０３０年までにモデルケースからスタートした脱炭素ドミノをより多く実現。
 - ・２０３０年以降、ドミノをより広域に拡大するとともに、イノベーション技術・システムの活用により、脱炭素かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を実現する。

(3) 我が国における温室効果ガスの排出状況

我が国では、国連気候変動枠組条約や締約国会議の決定に基づき、温室効果ガスの排出量等を条約事務局に提出することとされています。また、政府は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、毎年、温室効果ガスの排出量等を算定・公表しています。

2020年4月に環境省と国立環境研究所が取りまとめた報告書では、我が国の2018年度の温室効果ガス総排出量は、12億4,000万t-CO₂であり、2014年度以降5年連続で減少し、温室効果ガスの排出量を算定している1990年度以降で最も少なくなっています。

図表1-9 我が国の温室効果ガス排出量（確報値）

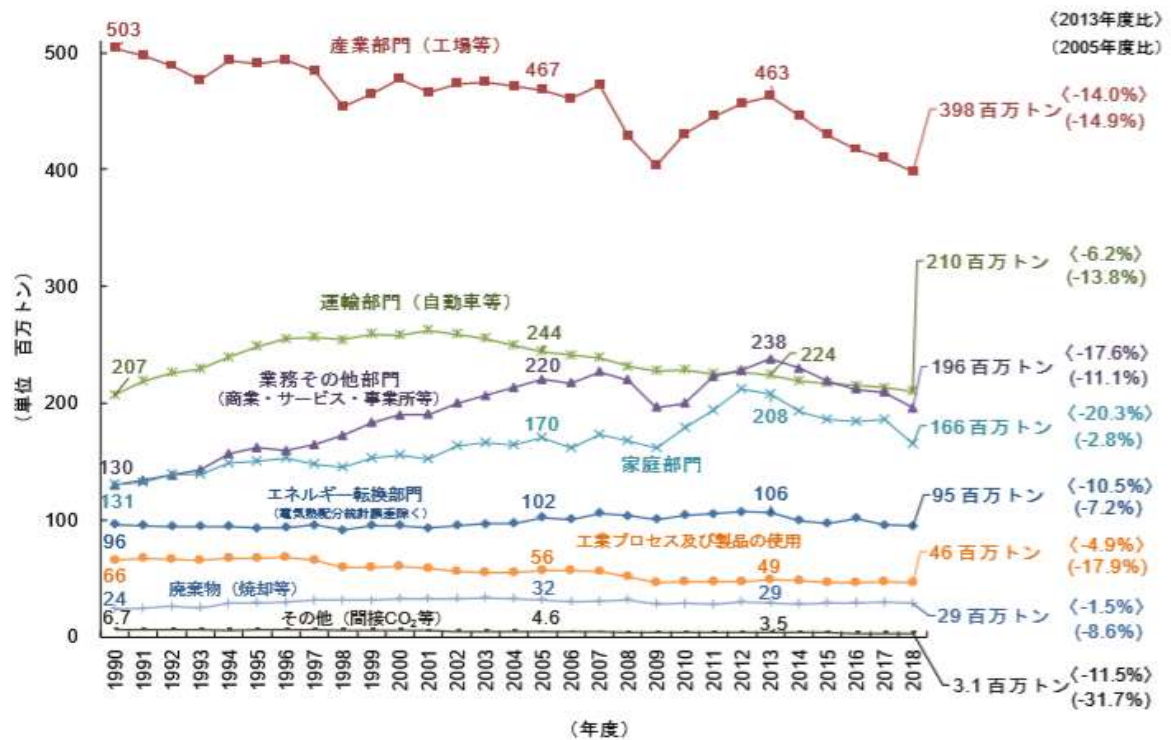


(出典) 環境省「2018年度の温室効果ガス排出量（確報値）について」

また、地球温暖化対策計画の基準年度である2013年度比では12.0%減となっています。排出量が減少した要因としては、電力の低炭素化に伴う電力由来のCO₂排出量の減少やエネルギー消費量の減少により、燃料の燃焼や電気・熱の使用に伴って排出されるエネルギー起源のCO₂の排出量が減少したこと等が挙げられます。

エネルギー起源のCO₂排出量を部門別にみると、産業部門や運輸部門は、省エネルギーや燃費の改善等により長期的に減少傾向にあります。また、商業・サービス・事業所等の業務その他部門や家庭部門は、業務床面積や世帯数の増加、火力発電の増加による電力由来のCO₂排出量の増加などにより2013年度までは増加傾向にあったものの、2030年度の削減目標の達成に向け近年は減少傾向にあります。

図表 1－10 エネルギー起源のCO₂の部門別排出量の推移



(出典) 環境省「2018年度の温室効果ガス排出量(確報値)について」

(4) 国内外の政策動向を踏まえた対応の方向性

これまで述べたように、国内外での地球温暖化対策にまつわる政策動向は日々進展していますが、今後の地域における対策の推進にあたっては、概ね以下のような課題認識と対応が求められていると考えられます。

① 1.5度抑制のための徹底した脱炭素

パリ協定等において、世界の気温上昇を産業革命以前に比べて2℃よりも十分に低く保つとともに1.5℃に抑える努力を追求することが示されています。今後、この協定を踏まえ、再生可能エネルギーの創出や蓄エネ・省エネなどあらゆる施策を取り入れ、徹底的な脱炭素を推進することが必要です。

② 緩和策と適応策の推進

地球温暖化の影響は長期的に続くため、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」を実施すると同時に、その影響を和らげ、また回避していくために自然や社会システムを調整する「適応策」も併せて推進することが必要です。

③ 関連計画との連携・整合

地球温暖化対策の成果を着実に上げていくためには、IPCCが示した報告書やCOPで採択された協定に加え、国の地球温暖化対策計画など様々な計画との整合を図り、地域においても多様な主体が連携しながら温室効果ガス排出抑制に向けた施策を実行することが必要です。

④ 環境と経済の成長の好循環

脱炭素社会の実現は、従来の取組の延長では困難であり、飛躍的な技術革新が不可欠です。そこで、環境・エネルギー分野での産業界主導による新ビジネスの創出などを通じて、環境と経済の成長の好循環を実現することが必要です。

⑤ 官民連携による実効性の担保

業界団体による温室効果ガス削減の取組や、災害時も含めたエネルギーの安定供給を可能とする電力供給システムの構築など、市場の動向を踏まえながら官民が連携して取り組むことにより、実効性の高い施策を実行することが必要です。

1-3 計画の目的

(1) 計画の趣旨

本計画は、1-1に記した背景を踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画として策定するものです。

地球温暖化対策の取組は、それぞれの自治体で強力に進めることが基本ですが、一基礎自治体だけでは限界もあることから、行政区域を超えた社会的・経済的に深いつながりがある都市圏全体で、各自治体の地域特性を最大限活かしつつ、一体となって取り組むことがより効果的と考えられます。

熊本連携中枢都市圏では、2016年（平成28年）3月に「熊本連携中枢都市圏ビジョン」を策定し、地域を活性化し経済を持続可能なものとして、住民が安心して暮らしている都市圏を目指して取り組んできました。温暖化対策も都市圏共通の重要課題と位置づけており、共同で実施することで施策の補完・波及効果、共同による推進効果が期待されることから、2020年（令和2年）1月に18市町村で行った「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指す具体的な実行計画として共同で本計画を策定し、県全体、ひいては我が国の温暖化対策に大きく貢献することを目指しています。

(2) 計画の目的

熊本連携中枢都市圏を構成する市町村の住民、事業者、行政が一体となって温室効果ガスの大幅な削減に取り組むため、基本理念、目指すべき姿、削減目標、施策の方針や体系等を示します。

特に、再生可能エネルギーの賦存量（理論的に算出することができるエネルギー資源量）や導入ポテンシャル（法令や土地用途などによる制約を考慮したエネルギー資源量）の推計や、「平成28年熊本地震」（以下、「熊本地震」という。）の経験や教訓も踏まえ、圏域におけるエネルギーの地産地消などSDGsの理念に沿った施策の方向性を示すことを通じて、持続可能な「地域循環共生圏」の実現を目指します。

(3) 都市圏共同策定による3つの効果

都市圏域18市町村で実行計画を共同策定することにより、温暖化対策の推進において以下の3つの効果が期待できます。

① 施策の補完効果

- 各自治体において、自ら強みを有する部分は自ら施策を推進し、弱みとなる部分は他自治体の施策が補完することで、必要な施策を実現します。

図表 1-1 1 施策の補完効果



② 施策の波及効果

- 特定の自治体の施策により効果が得られた場合、そのノウハウを他自治体と共有することで、施策の波及効果が得られます。

図表 1-1 2 施策の波及効果



③ 施策の共同実施による推進効果

- 圏域全体で進捗を管理し、他自治体の活動状況を把握することで、単独で実施するよりも各主体（住民、事業者、行政）の施策の推進効果が高まります。

図表 1-1 3

施策の共同実施による推進効果



1-4 計画の基本概要

本計画に関する基本概要は、以下のとおりです。

◆計画名

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画

～水、森、大地とともに生きる持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現～

◆計画の対象区域

熊本連携中枢都市圏を構成する全18市町村

熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、
合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、
高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、
益城町、甲佐町、山都町

图表 1-1-4 对象区域



◆計画期間

2021年度（令和3年度）～2025年度（令和7年度）の5年間

※ なお、国等の進捗状況、圏域自治体の事業の実施状況や成果を踏まえながら、計画の中期目標及び長期目標の達成に向けて、5年ごとに計画を見直すこととします。

◆温室効果ガス削減の目標年度

基準年度：2013年度（平成25年度）

目標年度：①短期：2025年度（令和7年度）⇒短期目標：33%以上削減を目指す

②中期：2030年度（令和12年度）⇒中期目標：40%以上削減を目指す

③長期：2050年度（令和32年度）⇒長期目標：排出量実質ゼロを目指す

◆本計画で対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは次の7つです。

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数	性 質	用途・排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など。
メタン (CH ₄)	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	1,430など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	7,390など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
六フッ化硫黄 (SF ₆)	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
三フッ化窒素 (NF ₃)	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

※ 地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準にして、それぞれの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるかを表した値のことです。

◆根拠法令

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。（いわゆる「地方公共団体実行計画（事務事業編）」）

2 省略

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。（いわゆる「地方公共団体実行計画（区域施策編）」）

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

○ エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）

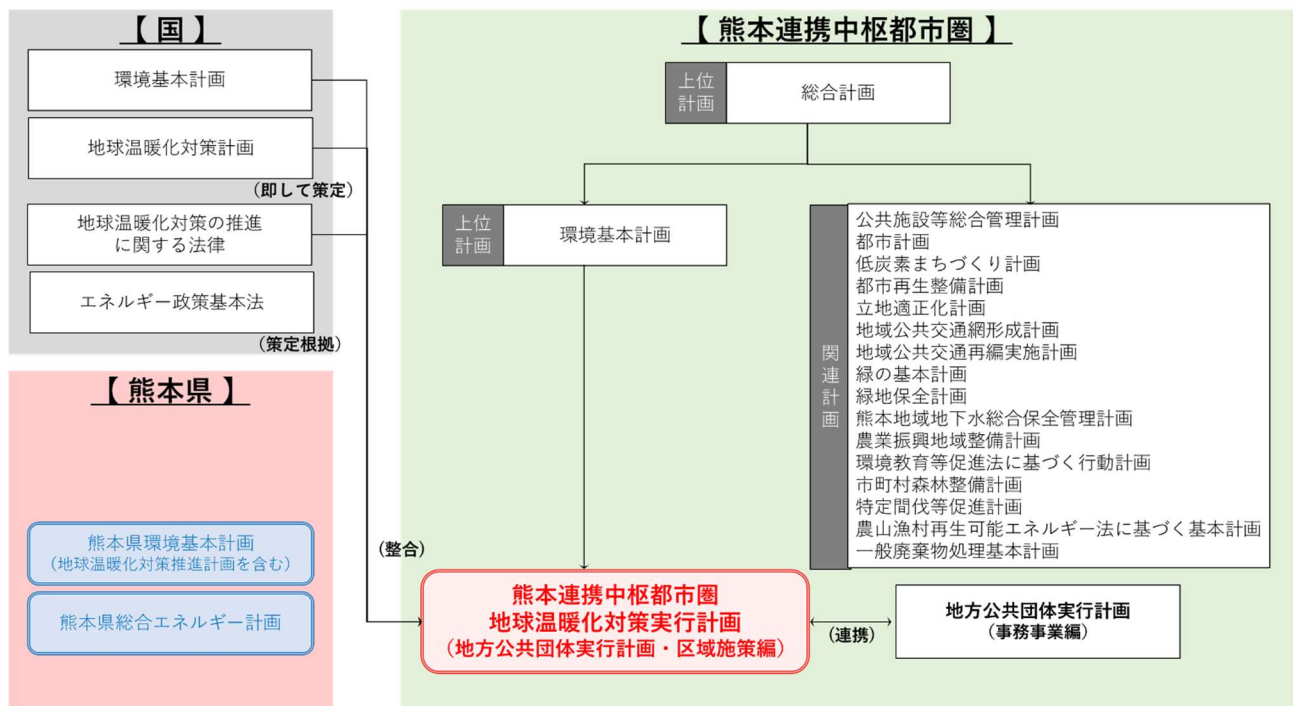
（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

< 関係計画、施策における本計画の位置づけ >

本計画の策定においては、国、県及び各自治体の既存の計画と連携した内容とすることで関係施策間での整合を図ります。本計画の既存計画等との関係を図表1-15に示します。

図表1-15 計画の位置づけ



【参考】 熊本連携中枢都市圏内における関連する行政計画

地球温暖化対策の推進に関する法律や国の地球温暖化対策計画では、「温室効果ガスの排出抑制等に関係のある施策」となり得る行政計画として、総合計画、都市計画、農業振興地域整備計画などが掲げられています。

熊本連携中枢都市圏の18市町村では、これまで、次のとおり地球温暖化対策に関連する行政計画を策定・推進しています。

◆総合計画（策定主体：都道府県、市町村）	策定自治体
条例等に基づき策定される、自治体の目指すべき将来像やその実現に向けた方策を示すなど、すべての行政計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画です。	熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町

◆環境基本計画（策定主体：都道府県、市町村）	策定自治体
条例等に基づき策定される、自治体の環境保全に関する基本的な計画です。	熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市

◆地球温暖化対策実行計画・区域施策編 （策定主体：都道府県、市町村）	策定自治体
地球温暖化対策推進法に基づき策定される、各区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を定めた計画です。	熊本市、阿蘇市、大津町

◆地球温暖化対策実行計画・事務事業編 （策定主体：都道府県、市町村）	策定自治体
地球温暖化対策推進法に基づき策定される、自治体の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減、吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画です。	熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、大津町、御船町、嘉島町、山都町

◆公共施設等総合管理計画（策定主体：都道府県、市町村）	策定自治体
自治体の所有施設等の現状や、施設全体の管理に関する基本的な方針を定め、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画です。	熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、大津町、菊陽町、高森町、南阿蘇村、御船町、嘉島町、甲佐町、山都町

◆都市計画（策定主体：都道府県、市町村）	策定自治体
都市計画法に基づき策定される、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備に関する計画です。	熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、大津町、菊陽町、御船町、益城町
◆都市再生整備計画（策定主体：市町村）	策定自治体
都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において策定される、当該施設の整備等に関する計画です。	熊本市、菊池市、大津町 ※御船町については、H26年度で事業終了
◆立地適正化計画（策定主体：市町村）	策定自治体
都市再生特別措置法に基づき、都市計画区域内の区域について策定される、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画です。	熊本市、菊池市
◆地域公共交通網形成計画 （策定主体：都道府県、市町村）	策定自治体
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定される、各市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画です。	熊本市、宇城市、合志市、美里町、大津町、嘉島町、山都町
◆地域公共交通再編実施計画 （策定主体：都道府県、市町村）	策定自治体
上記の地域公共交通網形成計画に即して、路線バス等の廃止や営業区域の変更、他の種類の旅客運送事業への転換といった、地域公共交通再編事業を実施するための計画です。	美里町
◆緑の基本計画（策定主体：市町村）	策定自治体
都市緑地法に基づき策定される、緑に関する将来像や目標、施策等が設定された、市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。	熊本市
◆熊本地域地下水総合保全管理計画 （策定主体：都道府県、市町村）	策定自治体
住民、事業、行政が一体となって取り組む共通の地下水保全目標を設定し、それぞれの役割の中で水量と水質の両面にわたって地域全体で地下水の管理をしていくための指針です。	熊本市、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町

◆農業振興地域整備計画（策定主体：市町村）	策定自治体
農業振興地域の整備に関する法律に基づき策定される、都道府県知事から指定された農業振興地域（自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図るべきと認められる地域）の区域を有する市町村が定める計画です。	熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
◆環境教育等促進法に基づく行動計画 （策定主体：都道府県、市町村）	策定自治体
自治体の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育、並びに協働取組の推進に関する行動を定めた計画です。	菊池市
◆市町村森林整備計画（策定主体：市町村）	策定自治体
森林法に基づき策定される、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や、これを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める、長期的な視点に立った森林づくりに関する計画です。	熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、益城町、山都町
◆特定間伐等促進計画（策定主体：市町村）	策定自治体
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき策定される、市町村内における特定間伐等の実施の促進に関する計画です。	菊池市、阿蘇市、大津町、高森町、西原村、南阿蘇村、益城町
◆農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画 （策定主体：市町村）	策定自治体
農林漁業の健全な発展と、調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進し、農山漁村の活性化を図ることを目的として制定された「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づき策定される基本計画です。	菊池市
◆一般廃棄物処理基本計画（策定主体：市町村）	策定自治体
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、ごみの排出抑制、再生利用、減量化、適正処理及び生活排水処理の推進を図るため策定された、各自治体の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画です。	熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町